



愛媛県報

発行 愛媛県

平成20年6月13日金曜日 第1972号

◇ 目次 ◇

| | |
|-------------------------------|-----|
| 医師の指定..... | 710 |
| 指定医師の所在地の変更..... | 710 |
| 指定医師の辞退の届出..... | 711 |
| 指定自立支援医療機関の指定(2件)..... | 711 |
| 指定自立支援医療機関の辞退..... | 712 |
| 愛媛県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部改正..... | 712 |
| 県営土地改良事業の工事の完了..... | 713 |
| 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定..... | 713 |
| 土砂災害警戒区域の指定..... | 714 |
| 土地改良区役員の就退任の届出..... | 715 |
| 土地改良区の定款変更の認可..... | 715 |
| 建設業者の許可の取消し..... | 715 |
| 道路の供用開始(県道六軒家石手線)..... | 716 |
| 開発行為に関する工事の完了..... | 716 |

| | |
|------------------------------|-----|
| 土地改良区役員の就退任の届出..... | 716 |
| 土地改良区の定款変更の認可..... | 717 |
| 町営土地改良事業の施行の関係書類の縦覧(3件)..... | 717 |

公 告

| |
|--------------------------------------|
| 愛媛情報スーパーハイウェイ用広域イーサネットサービスの調達... 717 |
| 争議行為の通知の公表..... 718 |

監 査 公 表

| |
|----------------------------|
| 監査結果に基づく措置の公表(4件)..... 719 |
|----------------------------|

公 営 企 業 告 示

| |
|------------------------------|
| 病院の業務に係る公金の収納の事務の委託..... 723 |
|------------------------------|

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第946号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の規定により、次のように医師の指定をした。

平成20年6月13日

愛媛県知事 加戸守行

| 診断する身体障害の種類 | 診療科名 | 病院又は診療所の名称 | 医師氏名 | 同左所在地 | 指定年月日 |
|--------------------------------|------------|-------------------|---------|-----------------|-----------|
| 言語・音声・平衡・そしゃく・肢体不自由・心臓・呼吸器機能障害 | リハビリテーション科 | 旭川荘南愛媛病院 | 高橋 義仁 | 北宇和郡鬼北町永野市1607 | 平成20年6月1日 |
| 聴覚・言語・音声・平衡・そしゃく機能障害 | 耳鼻咽喉科 | 国立大学法人愛媛大学医学部附属病院 | 鶴久森 徹 | 東温市志津川 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 岡田 昌浩 | 〃 | 〃 |
| 肢体不自由・心臓・じん臓・呼吸器機能障害 | 内 科 | 愛媛労災病院 | 松本 俊彦 | 新居浜市南小松原町13-27 | 〃 |
| 心臓・じん臓機能障害 | 循環器科 | 〃 | 橋本 弦太 | 〃 | 〃 |
| ぼうこう又は直腸機能障害 | 外 科 | 〃 | 八木 隆治 | 〃 | 〃 |
| 肢 体 不 自 由 | 整形外科 | 医療法人沖縄徳洲会宇和島徳洲会病院 | 山田 郁史 | 宇和島市住吉町二丁目6番24号 | 〃 |
| じん臓・ぼうこう又は直腸機能障害 | 泌尿器科 | 市立八幡浜総合病院 | 柳 垣 孝 広 | 八幡浜市大平1番耕地638 | 〃 |

○愛媛県告示第947号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の規定により指定した医師が、次のように所在地を変更した。

平成20年6月13日

愛媛県知事 加戸守行

| 医師氏名 | 旧 所 在 地 | | 新 所 在 地 | | 変 更 年 月 日 |
|---------|-------------------|-----------------|-------------------|------------------|------------|
| | 病院又は診療所の名称 | 同 左 所 在 地 | 病院又は診療所の名称 | 同 左 所 在 地 | |
| 新 居 大 | 県立新居浜病院 | 新居浜市本郷3-1-1 | 公立学校共済組合四国中央病院 | 四国中央市川之江町2233 | 平成19年10月1日 |
| 日 野 ひとみ | 西予市国民健康保険土居診療所 | 西予市城川町大字土居578 | 国立大学法人愛媛大学医学部附属病院 | 東温市志津川 | 平成20年4月1日 |
| 日 野 和 典 | 財団法人積善会附属十全総合病院 | 新居浜市北新町1-5 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 森 実 圭 | 医療法人愛媛会石川病院 | 四国中央市上分町732-1 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 川 田 好 高 | 鬼北町国民健康保険日吉診療所 | 北宇和郡鬼北町大字下鍵山299 | 市立宇和病院 | 西予市宇和町卯之町1-246-1 | 〃 |
| 西 脇 幹 雄 | 市立八幡浜総合病院 | 八幡浜市大平1番耕地638 | にしわき眼科クリニック | 八幡浜市江戸岡1-4-5 | 〃 |
| 圃 尾 浩 久 | 国立大学法人愛媛大学医学部附属病院 | 東温市志津川 | 市立大洲病院 | 大洲市西大洲甲570 | 平成20年5月1日 |

○愛媛県告示第948号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次のように指定医師の辞退の届出があった。

平成20年6月13日

愛媛県知事 加戸守行

| 診断した身体障害の種類 | 診療科名 | 病 院 又 は 診 療 所 の 名 称 | 医 師 氏 名 | 同 左 所 在 地 | 辞退年月日 |
|----------------------|------|---------------------|---------|----------------|------------|
| ぼうこう又は直腸機能障害 | 外 科 | 住友別子病院 | 佐伯英行 | 新居浜市王子町3-1 | 平成20年3月31日 |
| 心臓・じん臓機能障害 | 循環器科 | 〃 | 土井正行 | 〃 | 〃 |
| 肢体不自由・ぼうこう又は直腸機能障害 | 外 科 | 愛媛労災病院 | 森重一郎 | 新居浜市南小松原町13-27 | 平成20年4月28日 |
| 肢体不自由・心臓・じん臓・呼吸器機能障害 | 内 科 | 〃 | 高見太郎 | 〃 | 〃 |
| 心臓・じん臓機能障害 | 循環器科 | 〃 | 原田希 | 〃 | 〃 |
| 肢体不自由・ぼうこう又は直腸機能障害 | 外 科 | 〃 | 野村真治 | 〃 | 〃 |
| じん臓・ぼうこう又は直腸機能障害 | 泌尿器科 | 〃 | 上田修史 | 〃 | 〃 |
| ぼうこう又は直腸・小腸機能障害 | 外 科 | 財団法人積善会附属十全総合病院 | 丸山昌伸 | 新居浜市北新町1-5 | 平成20年4月30日 |

○愛媛県告示第949号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

平成20年6月13日

愛媛県知事 加戸守行

| 名 称 | 所 在 地 | 開設者の氏名又は名称 | 担当しようとする医療の種類 | 指定年月日 |
|---------|-----------------|------------|---------------------|-----------|
| 放射線第一病院 | 今治市北日吉町1丁目10-50 | 医療法人順天会 | 腎臓に関する医療（育成医療・更生医療） | 平成20年6月1日 |

○愛媛県告示第950号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

平成20年6月13日

愛媛県知事 加戸守行

| 名 称 | 所 在 地 | 開設者の氏名又は名称 | 担当しようとする医療の種類 | 指定年月日 |
|---------|--------------------|------------|---------------|---------------|
| 八幡浜中央薬局 | 八幡浜市江戸岡1丁目870番地3 | 田中 美和子 | | 平成20年 6月1日 |
| むらやま薬局 | 新居浜市船木甲4322番地3 | 株式会社ムラヤマ | | 平成20年 6月1日 |
| 美川調剤薬局 | 上浮穴郡久万高原町上黒岩2933-1 | 有限会社クリフ | | 平成20年 6月1日 |

○愛媛県告示第951号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第65条の規定に基づき、次のとおり指定自立支援医療機関の辞退の申出があった。

平成20年 6月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 名 称 | 辞退年月日 |
|--------|-------------|
| カナダイ薬局 | 平成20年 4月29日 |

○愛媛県告示第952号

愛媛県農業近代化資金利子補給金交付規程（昭和36年12月愛媛県告示第1051号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成20年 6月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改 正 後 | | | | 改 正 前 | | | |
|---|---|---|--|---|--|---|--|
| （利子補給の対象となる農業近代化資金の種類及び利子補給率） 第2条 前条の利子補給の対象となる農業近代化資金の種類及び利子補給率は、次のとおりとする。 | | | | （利子補給の対象となる農業近代化資金の種類及び利子補給率） 第2条 前条の利子補給の対象となる農業近代化資金の種類及び利子補給率は、次のとおりとする。 | | | |
| 農業近代化資金の種類 | 利子補給率 | | | 農業近代化資金の種類 | 利子補給率 | | |
| | 法第2条第2項第1号、第2号、第4号及び第5号に掲げる融資機関が同条第1項第1号に掲げる者に貸し付ける場合 | 法第2条第2項第1号に掲げる融資機関が同条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合 | 法第2条第2項第2号から第5号までに掲げる融資機関が同条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合 | | 法第2条第2項第1号、第2号及び第4号に掲げる融資機関が同条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合 | 法第2条第2項第1号に掲げる融資機関が同条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合 | 法第2条第2項第2号から第4号までに掲げる融資機関が同条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合 |
| 1～4 省略 | | | | 1～4 省略 | | | |
| 5 農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善その他の農業経営の改善に伴い要する資金で農林水産大臣が指定するもの | 同上 | | | 5 農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善その他の農業経営の改善に伴い要する資金で農林水産大臣が指定するもの | 同上 | 同上 | 同上 |
| 6 診療施設その他の農村に | | 年1分2厘5毛 | 年4厘 | 6 診療施設その他の農村に | | 同上 | 同上 |

おける環境の整備のために必要な施設であつて農林水産大臣の定めるものの改良、造成又は取得に要する資金（法第2条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付けられるものに限る。）

7 省略

おける環境の整備のために必要な施設であつて農林水産大臣の定めるものの改良、造成又は取得に要する資金（法第2条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付けられるものに限る。）

7 省略

○愛媛県告示第953号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成20年 6月13日

愛媛県知事 加戸守行

| 土地改良事業の名称 | 土地改良事業の施行に係る地域 | 土地改良事業の工事の完了年月日 |
|-----------|----------------|-----------------|
| ほ場整備事業 | 明穂地区 | 平成20年 5月15日 |

○愛媛県告示第954号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項及び第8条第1項の規定に基づき、次のとおり土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する。

平成20年 6月13日

愛媛県知事 加戸守行

| 土砂災害警戒区域 | | | 土砂災害特別警戒区域 | | | |
|------------------------------|--------------------|---------------------|------------------------------|--------------------|---------------------|------------------------|
| 名称 | 指定の区域 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 名称 | 指定の区域 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 |
| 猿谷（A） （207 - I - 1199（1）） | 大洲市上須戒町猿谷（次の図のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 猿谷（A） （207 - I - 1199（1）） | 大洲市上須戒町猿谷（次の図のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 猿谷（B） （207 - I - 1200（1）） | 大洲市上須戒町猿谷（次の図のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 猿谷（B） （207 - I - 1200（1）） | 大洲市上須戒町猿谷（次の図のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 日之浦 （421 - I - 1283（1）） | 大洲市長浜町今坊（次の図のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 日之浦 （421 - I - 1283（1）） | 大洲市長浜町今坊（次の図のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |

| | | | | | | |
|----------------------------------|--------------------|---------|----------------------------------|--------------------|---------|---------|
| 白方 （421 - I - 1302（1）） | 大洲市柴（次の図のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 白方 （421 - I - 1302（1）） | 大洲市柴（次の図のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 新造替地 （421 - I - 1311（1）） | 大洲市長浜町下須戒（次の図のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 新造替地 （421 - I - 1311（1）） | 大洲市長浜町下須戒（次の図のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 下成（b） （421 - I - 1316（1）） | 大洲市長浜町上老松（次の図のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 下成（b） （421 - I - 1316（1）） | 大洲市長浜町上老松（次の図のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 磯崎 （421 - I - 1322（1）） | 大洲市長浜町仁久（次の図のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 磯崎 （421 - I - 1322（1）） | 大洲市長浜町仁久（次の図のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 東紺屋町 （421 - I - 1325（1）） | 大洲市長浜（次の図のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 東紺屋町 （421 - I - 1325（1）） | 大洲市長浜（次の図のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 土居 （421 - I - 1336（1）） | 大洲市長浜町出海（次の図のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 土居 （421 - I - 1336（1）） | 大洲市長浜町出海（次の図のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 東 （421 - I - 1339（1）） | 大洲市長浜町櫛生（次の図のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 東 （421 - I - 1339（1）） | 大洲市長浜町櫛生（次の図のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 高松 （421 - I - 1341（1）） | 大洲市長浜町櫛生（次の図のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 高松 （421 - I - 1341（1）） | 大洲市長浜町櫛生（次の図のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 青島 （a） （421 - I - 1349（1）） | 大洲市長浜町青島（次の図のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 青島 （a） （421 - I - 1349（1）） | 大洲市長浜町青島（次の図のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |

| | | | | | | |
|-------------------------------------|--|-------------|-------------------------------------|--|-------------|-------------|
| 加屋 (421 - I - 2609 (1)) | 大洲市 白滝 (次の 図のと おり) | 急傾斜地 の崩壊 | 加屋 (421 - I - 2609 (1)) | 大洲市 白滝 (次の 図のと おり) | 急傾斜地 の崩壊 | 次の図のと おり |
| 河原 (421 - I - 2611 (1)) | 大洲市 長浜町 榑生 (次の 図のと おり) | 急傾斜地 の崩壊 | 河原 (421 - I - 2611 (1)) | 大洲市 長浜町 榑生 (次の 図のと おり) | 急傾斜地 の崩壊 | 次の図のと おり |
| 松本川 (421 - 121 4) | 大洲市 長浜町 今坊松 本(次の 図のと おり) | 土石流 | 松本川 (421 - 121 4) | 大洲市 長浜町 今坊松 本(次の 図のと おり) | 土石流 | 次の図のと おり |
| 統理川 (421 - 121 5) | 大洲市 長浜町 今坊橋 立浜 (次の 図のと おり) | 土石流 | 統理川 (421 - 121 5) | 大洲市 長浜町 今坊橋 立浜 (次の 図のと おり) | 土石流 | 次の図のと おり |
| 舟木川 (421 - 121 6) | 大洲市 長浜町 今坊橋 立浜 (次の 図のと おり) | 土石流 | 舟木川 (421 - 121 6) | 大洲市 長浜町 今坊橋 立浜 (次の 図のと おり) | 土石流 | 次の図のと おり |
| 水場川 (421 - 1222 - 1) | 大洲市 長浜水 場(次の 図のと おり) | 土石流 | 水場川 (421 - 1222 - 1) | 大洲市 長浜水 場(次の 図のと おり) | 土石流 | 次の図のと おり |
| 水場川 (421 - 1222 - 2) | 大洲市 長浜水 場(次の 図のと おり) | 土石流 | 水場川 (421 - 1222 - 2) | 大洲市 長浜水 場(次の 図のと おり) | 土石流 | 次の図のと おり |
| 小波川 (421 - 122 3) | 大洲市 長浜真 砂町 (次の 図のと おり) | 土石流 | 小波川 (421 - 122 3) | 大洲市 長浜真 砂町 (次の 図のと おり) | 土石流 | 次の図のと おり |
| 要津寺 谷川 (421 - 122 4) | 大洲市 長浜山 際(次の 図のと おり) | 土石流 | 要津寺 谷川 (421 - 122 4) | 大洲市 長浜山 際(次の 図のと おり) | 土石流 | 次の図のと おり |
| 仁久川 (421 - 122 5) | 大洲市 長浜町 仁久 (次の 図のと おり) | 土石流 | 仁久川 (421 - 122 5) | 大洲市 長浜町 仁久 (次の 図のと おり) | 土石流 | 次の図のと おり |
| 榑谷東 川 (421 - 123 1) | 大洲市 戒川榑 谷(次の 図のと おり) | 土石流 | 榑谷東 川 (421 - 123 1) | 大洲市 戒川榑 谷(次の 図のと おり) | 土石流 | 次の図のと おり |
| 三島谷 川 (421 - 124 1) | 大洲市 豊茂中 央(次の 図のと おり) | 土石流 | 三島谷 川 (421 - 124 1) | 大洲市 豊茂中 央(次の 図のと おり) | 土石流 | 次の図のと おり |
| 大下川 (421 - 124 8) | 大洲市 長浜町 沖浦 (次の 図のと おり) | 土石流 | 大下川 (421 - 124 8) | 大洲市 長浜町 沖浦 (次の 図のと おり) | 土石流 | 次の図のと おり |

| | | | | | | |
|---------------------------------|---|-----|---------------------------------|---|-----|-------------|
| 小山川 (421 - 125 1) | 大洲市 長浜町 榑生宮 (次の 図のと おり) | 土石流 | 小山川 (421 - 125 1) | 大洲市 長浜町 榑生宮 (次の 図のと おり) | 土石流 | 次の図のと おり |
| 小山東 川 (421 - 125 2) | 大洲市 長浜町 榑生宮 (次の 図のと おり) | 土石流 | 小山東 川 (421 - 125 2) | 大洲市 長浜町 榑生宮 (次の 図のと おり) | 土石流 | 次の図のと おり |
| 上東谷 川 (421 - 125 5) | 大洲市 長浜町 河原 (次の 図のと おり) | 土石流 | 上東谷 川 (421 - 125 5) | 大洲市 長浜町 河原 (次の 図のと おり) | 土石流 | 次の図のと おり |
| 東川 (421 - 125 6) | 大洲市 長浜町 榑生東 (次の 図のと おり) | 土石流 | 東川 (421 - 125 6) | 大洲市 長浜町 榑生東 (次の 図のと おり) | 土石流 | 次の図のと おり |
| 上西谷 川 (421 - 125 7) | 大洲市 長浜町 榑生西 谷(次の 図のと おり) | 土石流 | 上西谷 川 (421 - 125 7) | 大洲市 長浜町 榑生西 谷(次の 図のと おり) | 土石流 | 次の図のと おり |
| 西谷川 (421 - 125 8) | 大洲市 長浜町 榑生西 谷(次の 図のと おり) | 土石流 | 西谷川 (421 - 125 8) | 大洲市 長浜町 榑生西 谷(次の 図のと おり) | 土石流 | 次の図のと おり |
| 尾仲川 (421 - 126 2) | 大洲市 長浜町 榑生奥 (次の 図のと おり) | 土石流 | 尾仲川 (421 - 126 2) | 大洲市 長浜町 榑生奥 (次の 図のと おり) | 土石流 | 次の図のと おり |
| 枝折谷 川 (421 - 126 3) | 大洲市 長浜町 出海 (次の 図のと おり) | 土石流 | 枝折谷 川 (421 - 126 3) | 大洲市 長浜町 出海 (次の 図のと おり) | 土石流 | 次の図のと おり |
| 宝泉寺 川 (421 - 126 4) | 大洲市 長浜町 出海尾 坂(次の 図のと おり) | 土石流 | 宝泉寺 川 (421 - 126 4) | 大洲市 長浜町 出海尾 坂(次の 図のと おり) | 土石流 | 次の図のと おり |

(「次の図」は、省略し、その図面は、土木部河川港湾局砂防課、大洲土木事務所及び大洲市に備えて一般の縦覧に供する。)

○愛媛県告示第955号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の規定に基づき、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

平成20年 6月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 土砂災害警戒区域 | | |
|--------------------|-------------------|-------------------------------------|
| 名 称 | 指定の 区域 | 土砂災害 の発生原 因となる 自然現象 の種類 |
| 北町屋 敷川 (421) | 大洲市 長浜町 下須戒 | 土石流 |

| | | |
|-----------------------------|---|-----|
| - 124 4) | 郷(次の 図のと おり) | |
| 高松西 川(421 - 126 0) | 大洲市 長浜町 櫛生高 峰(次の 図のと おり) | 土石流 |

(「次の図」は、省略し、その図面は、土木部河川港湾局砂防課、大洲土木事務所及び大洲市に備えて一般の縦覧に供する。)

○愛媛県告示第 956 号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、東温市下林上土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成20年 6月13日

愛媛県中予地方局長 梅 木 要

就 任

| 役員の種類 | 氏 名 | 住 所 |
|-------|---------|-----------------|
| 理 事 | 森 博 | 東温市下林甲133番地 1号 |
| " | 青 井 一 栄 | 東温市下林甲497番地 |
| " | 丹生谷 文 章 | 東温市下林甲1272番地 2号 |
| " | 松 下 慶 三 | 東温市下林甲862番地 |
| " | 森 啓 介 | 東温市下林甲425番地 3号 |
| " | 山 本 泰 夫 | 東温市下林甲1293番地 2号 |
| " | 中 村 昌 一 | 東温市下林甲800番地 1号 |
| " | 丹生谷 時 雄 | 東温市下林甲1028番地 |
| " | 白 石 盛 清 | 東温市下林甲759番地 1号 |

| | | |
|-----|---------|-----------------|
| " | 福 岡 昌 朗 | 東温市下林甲1124番地 |
| " | 森 勝 | 東温市下林甲1346番地 |
| 監 事 | 藤 井 省 三 | 東温市下林甲296番地 |
| " | 青 山 貞 範 | 東温市下林甲1125番地 3号 |

退 任

| 役員の種類 | 氏 名 | 住 所 |
|-------|-----------|-----------------|
| 理 事 | 越 智 高 徳 | 東温市下林甲982番地 3号 |
| " | 森 博 | 東温市下林甲133番地 1号 |
| " | 白 石 盛 重 | 東温市下林甲1021番地 1号 |
| " | 松 下 慶 三 | 東温市下林甲862番地 |
| " | 森 芳 宏 | 東温市下林甲126番地 2号 |
| " | 森 啓 介 | 東温市下林甲427番地 |
| " | 青 井 一 栄 | 東温市下林甲497番地 |
| " | 松 本 登 喜 夫 | 東温市下林甲1303番地 1号 |
| " | 松 田 勝 利 | 東温市下林甲926番地 |
| " | 白 石 喜 一 郎 | 東温市下林甲1337番地 |
| " | 高須賀 武 省 | 東温市下林甲719番地 1号 |
| " | 丹生谷 衛 | 東温市下林甲540番地 |
| 監 事 | 藤 井 省 三 | 東温市下林甲296番地 |
| " | 青 山 貞 範 | 東温市下林甲1125番地 3号 |

○愛媛県告示第 957 号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、東温市下林上土地改良区の定款の変更を認可した。

平成20年 6月13日

愛媛県中予地方局長 梅 木 要

○愛媛県告示第 958 号

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成20年 6月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 許 可 番 号 | 許 可 年 月 日 | 商 号 又 は 名 称 | 代 表 者 氏 名 | 主 たる 営 業 所 の 所 在 地 | 取 消 年 月 日 | 取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類 | 取 消 し の 原 因 とな っ た 事 実 |
|----------------|-----------------|-------------|-----------|--------------------|----------------|--|------------------------|
| (特-17)第4972号 | 平成17年 5月23日 | 瀬戸内建設(株) | 中下 興治 | 松山市住吉2-11-12 | 平成20年 5月1日 | 管工事業 水道施設工事業 | 建設業の廃止 (一部) |
| (特-17)第1771号 | 平成18年 1月25日 | (株)中下組 | 中下 元夫 | 松山市住吉2-10-28 | 平成20年 5月7日 | 土木工事業、建築工事業 大工工事業、左官工事業 とび・土工工事業 石工事業、屋根工事業 タイル・れんが・ブロック 工事業 鋼構造物工事業 鉄筋工事業、ほ装工事業 しゅんせつ工事業 板金工事業、ガラス工事業 塗装工事業、防水工事業 内装仕上工事業 熱絶縁工事業、建具工事業 水道施設工事業 | 建設業の廃止 |
| (般-17)第13182号 | 平成17年 9月12日 | (有)山一建設 | 山本 秀仁 | 伊予市尾崎148-8 | 平成20年 5月13日 | 土木工事業 | 建設業の廃止 |
| (般・特-19)第1724号 | 平成19年 10月16日 | 臨海建設(株) | 岩崎 吉典 | 松山市古三津6-6-30 | 平成20年 5月16日 | 管工事業 造園工事業 | 建設業の廃止 (一部) |
| (般-17)第8965号 | 平成17年 12月14日 | 和泉建設 | 和泉 義行 | 松山市清住2-1155-5 | 平成20年 5月20日 | 土木工事業 とび・土工工事業 | 建設業の廃止 |

| | | | | | | | |
|-----------------|-----------------|-----------|-------|-----------------|----------------|---|----------------|
| (般 - 18)第141号 | 平成18年 10月12日 | (株)和田建設 | 和田 泰雄 | 松山市北井門町97 - 8 | 平成20年 5月22日 | 土木工事業、建築工事業 大工工事業 とび・土工工事業 内装仕上工事業 | 建設業の廃止 |
| (般 - 17)第14591号 | 平成17年 8月16日 | (有)武知工業 | 武知 和久 | 松山市東方町甲2267 - 1 | 平成20年 5月26日 | 土木工事業 とび・土工工事業 ほ装工事業 | 建設業の廃止 |
| (般 - 15)第14060号 | 平成15年 7月17日 | (有)タニグチ組 | 谷口 巡一 | 松山市高岡町799 - 15 | 平成20年 5月28日 | 土木工事業、建築工事業 大工工事業 とび・土工工事業 石工事業、屋根工事業 タイル・れんが・ブロック 工事業 鋼構造物工事業 ほ装工事業 しゅんせつ工事業 内装仕上工事業 水道施設工事業 | 建設業の廃止 |
| (般 - 18)第15977号 | 平成18年 7月18日 | エイシン建設(株) | 武知 和久 | 松山市高岡町478 - 28 | 平成20年 5月29日 | 水道施設工事業 | 建設業の廃止 (一部) |

○愛媛県告示第 959 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成20年 6月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 道路の種類 | 路 線 名 | 供 用 開 始 の 区 間 | 供用開始の日 |
|-------|--------|---|-------------|
| 県 道 | 六軒家石手線 | 松山市石手五丁目甲526番 4 地先から 同市石手三丁目甲523番 8 まで | 平成20年 6月13日 |
| ” | ” | 松山市石手三丁目甲517番 4 から 同市石手三丁目甲515番 5 まで | ” |

○愛媛県告示第 960 号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第36条第 1 項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成20年 6月13日

愛媛県中予地方局長 梅 木 要

| 検 査 済 証 の 番 号 及 び 交 付 年 月 日 | 工 事 を 完 了 し た 開 発 区 域 又 は 工 区 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称 | 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名 |
|--------------------------------|--|---|
| 20中局建（開）第14号 平成20年 6月 5日 | 伊予郡松前町大字北黒田字美居772番 1、772番10及び772番11 | 松山市道後樋又 7 番23号 有限会社イセマル 代表取締役 稲 井 久 人 |

○愛媛県告示第 961 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第16項の規定により、五十崎国営開発土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成20年 6月13日

愛媛県南予地方局長 渡 部 敏 夫

就 任

| 役員の種類 | 氏 名 | 住 所 |
|-------|-----------|-------------------|
| 理 事 | 和 田 正 照 | 喜多郡内子町五十崎甲1345番地 |
| ” | 佐 伯 忠 廣 | 喜多郡内子町五十崎甲275番地 |
| ” | 栗 田 謙 一 | 喜多郡内子町五十崎甲1151番地 |
| ” | 井 上 多 喜 雄 | 喜多郡内子町五十崎乙262番地 4 |
| ” | 松 田 純 一 | 喜多郡内子町大久喜甲169番地 |

| | | |
|-----|---------|-------------------|
| ” | 脇 坂 寛 | 喜多郡内子町重松甲23番地 3 |
| ” | 宮 岡 満 幸 | 喜多郡内子町重松甲1665番地 |
| ” | 寺 谷 博 幸 | 喜多郡内子町平岡甲1895番地 3 |
| ” | 入 船 和 夫 | 喜多郡内子町福岡甲983番地 |
| ” | 福 岡 健 | 喜多郡内子町重松甲1391番地 |
| ” | 松 岡 義 久 | 喜多郡内子町重松甲590番地 |
| ” | 松 本 英 敏 | 喜多郡内子町只海甲162番地 |
| ” | 要 英 雄 | 喜多郡内子町只海甲1308番地 |
| ” | 一 宮 義 博 | 喜多郡内子町只海甲707番地 |
| ” | 二 宮 幸 市 | 喜多郡内子町北表甲604番地 |
| ” | 森 石 重 満 | 喜多郡内子町重松甲2676番地 |
| 監 事 | 山 田 博 文 | 喜多郡内子町福岡乙130番地 |
| ” | 大 松 儀 一 | 喜多郡内子町只海甲1298番地 |

退 任

| 役員の種類 | 氏 名 | 住 所 |
|-------|---------|-------------------|
| 理 事 | 和 田 正 照 | 喜多郡内子町五十崎甲1345番地 |
| " | 佐 伯 忠 廣 | 喜多郡内子町五十崎甲275番地 |
| " | 栗 田 謙 一 | 喜多郡内子町五十崎甲1151番地 |
| " | 井 上 多喜雄 | 喜多郡内子町五十崎乙626番地 4 |
| " | 山 田 博 文 | 喜多郡内子町福岡乙130番地 |
| " | 脇 坂 寛 | 喜多郡内子町重松甲23番地 3 |
| " | 宮 岡 満 幸 | 喜多郡内子町重松甲1665番地 |
| " | 大 成 悠 | 喜多郡内子町重松甲412番地 |
| " | 松 田 敏 | 喜多郡内子町福岡甲844番地 |
| " | 福 岡 健 | 喜多郡内子町重松甲1391番地 |
| " | 松 岡 義 久 | 喜多郡内子町重松甲590番地 |
| " | 松 本 英 敏 | 喜多郡内子町只海甲162番地 |
| " | 要 英 雄 | 喜多郡内子町只海甲1308番地 |
| " | 一 宮 義 博 | 喜多郡内子町只海甲707番地 |
| " | 三 瀬 義 満 | 喜多郡内子町只海甲814番地第 2 |
| " | 宮 岡 廣 行 | 喜多郡内子町平岡甲908番地 |
| " | 小 西 敬 雄 | 喜多郡内子町平岡甲1864番地 |
| 監 事 | 徳 田 義 行 | 喜多郡内子町宿間甲694番地 1 |
| " | 大 松 儀 一 | 喜多郡内子町只海甲1298番地 |

○愛媛県告示第 962 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第30条第 2 項の規定により、五十崎国営開発土地改良区の定款の変更を認可した。

平成20年 6月13日

愛媛県南予地方局長 渡 部 敏 夫

○愛媛県告示第 963 号

愛南町から協議のあった町営土地改良事業（農業用排水施設整備事業・山出地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 2 第 5 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成20年 6月13日

愛媛県南予地方局長 渡 部 敏 夫

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 町営土地改良事業（農業用排水施設整備事業・山出地区）計画書の写し
- (2) 愛南町営土地改良事業の経費の賦課徴収条例の写し

2 縦覧期間

平成20年 6月16日から 7月11日まで

3 縦覧場所

愛南町役場本庁

○愛媛県告示第 964 号

愛南町から協議のあった町営土地改良事業（農地保全事業・山出地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 2 第 5 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成20年 6月13日

愛媛県南予地方局長 渡 部 敏 夫

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 町営土地改良事業（農地保全事業・山出地区）計画書の写し
 - (2) 愛南町営土地改良事業の経費の賦課徴収条例の写し
- 2 縦覧期間
平成20年 6月16日から 7月11日まで
- 3 縦覧場所
愛南町役場本庁

○愛媛県告示第 965 号

愛南町から協議のあった町営土地改良事業（農業用道路整備事業・山出地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 2 第 5 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成20年 6月13日

愛媛県南予地方局長 渡 部 敏 夫

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 町営土地改良事業（農業用道路整備事業・山出地区）計画書の写し
- (2) 愛南町営土地改良事業の経費の賦課徴収条例の写し

2 縦覧期間

平成20年 6月16日から 7月11日まで

3 縦覧場所

愛南町役場本庁

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成20年 6月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 入札に付する事項

- (1) 件名
愛媛情報スーパーハイウェイ用広域イーサネットサービスの調達
- (2) 調達役務名及び数量
広域イーサネットサービス 13箇所
- (3) 調達役務の内容等
入札説明書及び仕様書による。
- (4) 調達開始日
平成20年12月 1 日
- (5) 調達場所
ア 愛媛県庁本庁舎
イ 愛媛県四国中央庁舎
ウ 愛媛県西条庁舎
エ 愛媛県西条第二庁舎
オ 愛媛県今治庁舎
カ 愛媛県松山庁舎
キ 愛媛県台ダム管理庁舎
ク 愛媛県久万高原庁舎
ケ 愛媛県大洲庁舎
コ 愛媛県八幡浜庁舎
サ 愛媛県西予庁舎
シ 愛媛県宇和島庁舎
ス 愛媛県愛南庁舎

(6) 入札方法

ア この入札は、愛媛県電子入札運用基準に基づき、所定の手続により紙入札を承諾した場合を除き、入札書の提出、開札等の行為を電子入札システムにより行う。

なお、電子入札システムの利用者登録を行っていない入札参加資格者が応札する場合は、紙入札を行うものとする。

イ 入札金額は、(5)に掲げる各調達場所の調達役務に係る月額料金を合計した額を記載すること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、平成20年度から平成22年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第2条第5号に規定する電気通信事業者であること。
- (3) 仕様書に記載する回線サービスの提供に関して十分な実績を有し、調達開始日までに適切かつ確実に動作確認を終了できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (4) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- (5) 修理、点検、保守その他アフターサービスを長期にわたり円滑に実施できる者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

愛媛県企画情報部管理局情報政策課ネットワーク運営係
〒790 8570
愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
電話 (089) 912 2289

(2) 入札書の受領期限

ア 電子入札による場合は、平成20年7月23日(水)午前9時から同月24日(木)午後5時まで

イ 紙入札による場合は、開札の日時に開札の場所へ持参して提出し、又は平成20年7月24日(木)午後5時30分までに(1)に掲げる場所に郵送すること。

(3) 入札説明書の交付方法

(1)に掲げる場所で交付する。

(4) 開札の日時及び場所

平成20年7月25日(金)午前10時

愛媛県庁本館1階 企画情報部管理局情報政策課システム設計室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金

愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規定による。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書(以下「確認申請書」という。)を知事に提出し、入札参加資格の確認を受けること。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

ア 確認申請書の受領期限

(ア) 電子入札による場合は、平成20年6月13日(金)午前9時から同年7月7日(月)午後5時まで

(イ) 紙入札による場合は、平成20年7月7日(月)午後5時までに3(1)に掲げる場所へ持参して提出し、又は郵送すること。

イ 郵便等による確認申請書の取扱い

郵便等により確認申請書を提出する場合は、平成20年7月7日(月)午後5時までに、3(1)に掲げる場所に必着のこと。

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

否(愛媛県会計規則第149条第2項第5号該当)

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した役務を調達できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the line service to be rendered:
Wide Area Ethernet Service, 13 places
- (2) Time limit of tender: 10:00 a.m., 25 July 2008
- (3) For further information, please contact: Network Management Section, Information Policy Division, Administrative Subdepartment, Planning and Information Department, Ehime Prefectural Government, 4-4-2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790 8570 Japan
Tel 089 912 2289

○公 告

争議行為の通知の公表について

全国一般労働組合愛媛地方本部執行委員長松本修次から次のとおり争議行為を行う旨の通知が平成20年6月5日あったので公表する。
平成20年6月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 事件 2008年度夏季一時金・その他
- 2 日時 2008年6月16日正午以降本問題が完全解決に至る間
- 3 場所

| 病 院 名 | 所 在 地 |
|--------------|-----------|
| 医療法人 敬愛会久米病院 | 松山市南久米723 |

| | |
|----------------------------|-----------------|
| 医療法人 北辰まなべ病院 | 西条市氷見丙477 |
| 財団法人 新居浜精神衛生研究所 財団新居浜病院 | 新居浜市松原町13-47 |
| 医療法人 十全会十全第二病院 | 新居浜市角野新田町1-1-28 |
| 八幡浜医師会立双岩病院 | 八幡浜市若山4番耕地163 |

4 概要 前記記載の場所においてあらゆる形の争議行為を単独又は併用して実施する。

監 査 公 表

○公表第18号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成20年 6月13日

愛媛県監査委員 壺内 紘 光
同 白石 友 一
同 田中 多佳子
同 明比 昭 治

| 監 査 対 象 機 関 | 監 査 年 月 日 |
|-------------|-------------|
| 保 健 福 祉 課 | 平成19年11月 8日 |
| 経 営 支 援 課 | 平成19年10月16日 |

（監査の結果）

1 生活安定資金貸付金償還金については、滞納繰越額の縮減に一層努められたい。

| 区 分 | 収入未済額（円） | | | 備 考 |
|------|----------|------------|------------|-----|
| | 現 年 度 分 | 滞 納 繰 越 分 | 計 | |
| 18年度 | 0 | 55,944,270 | 55,944,270 | |
| 17年度 | 72,060 | 58,305,760 | 58,377,820 | |
| 差引増減 | 72,060 | 2,361,490 | 2,433,550 | |

（保健福祉課）

2 中小企業振興資金特別会計における高度化資金貸付金償還金、施設共同化資金貸付金償還金、繊維工業構造改善資金貸付金償還金及び設備近代化資金貸付金償還金については、納期限内の収入確保に努めるとともに、滞納繰越額の縮減に、より一層努められたい。

（高度化資金貸付金償還金）

| 区 分 | 収入未済額（円） | | | 備 考 |
|------|-------------|-------------|---------------|-----|
| | 現 年 度 分 | 滞 納 繰 越 分 | 計 | |
| 18年度 | 353,626,000 | 740,220,000 | 1,093,846,000 | |
| 17年度 | 750,220,000 | 0 | 750,220,000 | |
| 差引増減 | 396,594,000 | 740,220,000 | 343,626,000 | |

（施設共同化資金貸付金償還金）

| 区 分 | 収入未済額（円） | | | 備 考 |
|------|----------|-----------|-----------|-----|
| | 現 年 度 分 | 滞 納 繰 越 分 | 計 | |
| 18年度 | 0 | 9,322,779 | 9,322,779 | |
| 17年度 | 0 | 9,322,779 | 9,322,779 | |
| 差引増減 | 0 | 0 | 0 | |

（繊維工業構造改善資金貸付金償還金）

| 区 分 | 収入未済額（円） | | | 備 考 |
|------|------------|-------------|-------------|-----|
| | 現 年 度 分 | 滞 納 繰 越 分 | 計 | |
| 18年度 | 17,758,000 | 133,125,563 | 150,883,563 | |
| 17年度 | 21,810,000 | 129,851,550 | 151,661,550 | |
| 差引増減 | 4,052,000 | 3,274,013 | 777,987 | |

（設備近代化資金貸付金償還金）

| 区 分 | 収入未済額（円） | | | 備 考 |
|------|----------|------------|------------|-----|
| | 現 年 度 分 | 滞 納 繰 越 分 | 計 | |
| 18年度 | 0 | 33,258,998 | 33,258,998 | |
| 17年度 | 0 | 34,088,998 | 34,088,998 | |
| 差引増減 | 0 | 830,000 | 830,000 | |

（経営支援課）

3 中小企業振興資金特別会計における違約金（繊維工業構造改善資金貸付金償還金及び設備近代化資金貸付金償還金に伴うもの。）については、適切な債権管理が望まれる。

| 調定年度 | 収入未済額（円） | 備 考 |
|------|-----------|-----|
| 17年度 | 2,034,008 | |
| 13年度 | 18,230 | |
| 計 | 2,052,238 | |

（経営支援課）

（措置の内容）

1 未収入金の収入確保については、市町に対し、市町担当者が借受人や連帯保証人を訪問し、生活状態等の確認や償還督促を行い、その結果を県に報告するよう、また、行方不明者についても追跡調査を行うよう要請している。

その結果、平成18年度末の未収入金18,013件、55,944,270円のうち、平成19年度は243件、919,095円を回収し、342件、1,229,320円を不能欠損処分した。平成19年度末の未収入金は17,428件53,795,855円となっている。

今後とも借受人の生活状況に応じた適切な償還指導により、債権の整理に努めたい。

（保健福祉課）

2 高度化資金貸付金償還金については、18年度末の収入未済額は1,093,846,000円であったが、19年度中に10,000,000円を回収し、20年3月末現在の滞納繰越額は1,083,846,000円となっている。未収債権については、分割納入指導に努めるほか、貸付先の経営状況の把握、保証人等の調査を行っており、今後とも関係機関である独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下、「中小機構」という。）と連携協力して債権管理に努めたい。

施設共同化資金貸付金償還金については、貸付主体の中小機構が担保物件の処分等により一部回収したが、その後回収できず9,322,779円は残ったままとなっている。今後とも中小機構と協調しながら債権管理に努めたい。

繊維工業構造改善資金貸付金償還金については、18年度末の滞納繰越額は2組合分150,883,563円であり、19年度には、このうち2,383,659円を回収し、20年3月末現在の滞納繰越に係る収入未済額は148,499,904円となったが、新たに別の1組合の19年度償還分40,496,000円が未収となったことから、20年3月末現在の収入未済額の総額は1,88,995,904円となっている。今後とも貸付主体の中小機構と協調しながら債権管理に努めたい。

設備近代化資金貸付金償還金については、18年度末の収入未済額は7企業33,258,998円であったが、分割納入等による徴収等に努めた結果、19年度（20年3月末現在）には、600,000円を回収している。今後とも各地方局と連携を図りながら債権管理に努めたい。

（経営支援課）

3 繊維工業構造改善資金貸付金の償還延長による延滞金（17年度調定分2,034,008円）については、貸付先が経営不振により延滞となったが、条件変更を行い償還期限を延長したことから、延滞状態が解消したため、延滞していた期間についての違約金が確定したものである。貸付主体である中小機構では、この違約金の一部を免除し、県に対しても違約金の一部免除の申請があったが、免除には権利放棄に係る議会の議決が必要となることから回答を保留し未収となった。これについては、他の案件を含む未収債権全体の処理方針の検討後、全額回収又は一部免除の判断を行い、未収債権の解消を図ることとしている。

設備近代化資金貸付金償還金の違約金（13年度調定分18,230円）については、回収には至っていないため、引き続き債権管理に努めたい。

（経営支援課）

○公表第19号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成20年 6月13日

愛媛県監査委員 壺内 紘光
同 白石 友一
同 田中 多佳子
同 明比 昭治

| 監 査 対 象 機 関 | 監 査 年 月 日 |
|-------------|-------------|
| 消 防 学 校 | 平成20年 1月 8日 |
| 看 護 専 門 学 校 | 平成20年 2月22日 |

（監査の結果）

- 空調衛生機器保守点検業務委託契約において、契約書に業務仕様書及び業務完了報告書様式を添付していなかったため、年2回の冷・暖房の点検に係る業務完了報告書等が業者から提出されておらず、当該業務の完了確認を行っていなかった。（消防学校）
- 職員（1名）の通勤手当について、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるにもかかわらず手当を支給したため、計22,500円（平成19年4月から12月までの9ヵ月分）が過支給となっていた。（看護専門学校）

（措置の内容）

- 見積業者に見積書の提出を依頼した際には、正しい契約書を示していたものの、契約書作成時に、契約書として添付すべき業務仕様書及び業務完了報告書様式を添付しないまま契約を締結してしまった。このため、委託業者に説明し、了解を得た上で契約書に業務仕様書及び業務完了報告書様式を添付する補正を行った。また、年2回の冷・暖房の点検については、冷房が平成19年5月10日及び11日に、暖房が平成19年11月22日に職員が立会い、見積書提出依頼時に示していた仕様書のとおり、不良箇所の部品交換を行うなど保守点検が行われたことを確認したが業務完了報告書を受け取っていなかった。このため、業務完了報告書を委託業者に提出させ、当該報告書に基づき業務の完了確認を行うとともに平成20年3月31日の委託期間満了後に最終確認を行った。今後は、契約事務の適正な執行に努めたい。（消防学校）

- 過支給となった通勤手当については、本人が全額返納した。今後このような誤認定が起きないように、日頃から職員の通勤方法等について必要な確認を行い、厳格な認定及び確認の処理を徹底したい。（看護専門学校）

○公表第20号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成20年 6月13日

愛媛県監査委員 壺内 紘光
同 白石 友一
同 田中 多佳子
同 明比 昭治

| 監 査 対 象 機 関 | 監 査 年 月 日 |
|-------------|-------------|
| 八 幡 浜 警 察 署 | 平成20年 1月21日 |
| 今 治 警 察 署 | 平成20年 2月22日 |

（監査の結果）

- 職員（5名）の通勤手当について、通勤距離の認定誤りにより、計92,000円（平成19年4月から11月までの8ヵ月分）が過支給となっていた。（八幡浜警察署）
- 年間の購入予定額が30万円を超えるガソリンの単価契約について、愛媛県会計規則により随意契約をするときは、2者以上から見積書を徴さなければならないとされているが、1者の見積書しか徴していなかった。（八幡浜警察署）
- 損害弁償金については、適切な債権管理が望まれる。

| 調定年度 | 収入未済額（円） | 備 考 |
|------|----------|-----|
| 18年度 | 799,931 | |
| 計 | 799,931 | |

（今治警察署）

（措置の内容）

- 通勤手当の過支給については、新たに通行可能となった道路を把握できなかったことなどにより生じたものであり、今後は、道路状況等の把握に努めるとともに、職員に対して通勤経路の変更があった場合の届出について指導した。なお、過支給分については監査結果を受け、速やかに戻入処理を行った。（八幡浜警察署）
- 2者に対して見積書の提出を依頼したが、1者が見積書の提出を直前に辞退したため、1者が見積書となったものであるが、今後は、辞退した場合にも追加見積を依頼するなど、契約事務の適正な執行に努めたい。（八幡浜警察署）
- 損害弁償金の未収金については、債務者が納付期限を過ぎても当該債務を履行しないため、督促状を債務者に送付し、期限を指定して納入を催告している。債務者は現在服役中であることから、早期の納入は困難な状況にあるが、関係機関と協議しながら早期の納入を図ることとしたい。（今治警察署）

○公表第21号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成20年 6月13日

愛媛県監査委員 壺 内 紘 光
同 白 石 友 一
同 田 中 多 佳 子
同 明 比 昭 治

| 監 査 対 象 機 関 | 監 査 年 月 日 |
|----------------|-------------|
| 南 宇 和 病 院 | 平成19年 5月28日 |
| 西条地区工業用水道管理事務所 | 平成19年 6月11日 |
| 今 治 病 院 | " |
| 今治地区工業用水道管理事務所 | " |
| 銅 山 川 発 電 所 | " |
| 三 島 病 院 | " |
| 新 居 浜 病 院 | " |
| 松山発電工水管理事務所 | 平成19年 6月14日 |
| 中 央 病 院 | " |
| 公 営 企 業 管 理 局 | " |
| 総 務 課 | " |
| 発 電 工 水 課 | " |
| 県 立 病 院 課 | " |

(監査の結果)

1 工業用水道事業

(1) 営業未収金(納期到来分)については、早期回収により一層の努力が望まれる。

(平成19年 3月31日現在 単位:円)

| 区 分 | 過年度未収金 (a) | 現年度未収金 (b) | 未 収 金 合 計 (a)+(b) |
|-------------------|---------------|---------------|----------------------|
| 西条地区工業用水道 給水料金 | 4,905,098 | 571,724 | 5,476,822 |
| 今治地区工業用水道 給水料金 | 1,613,178 | 0 | 1,613,178 |
| 計 | 6,518,276 | 571,724 | 7,090,000 |

(2) 営業外未収金(納期到来分)については、早期回収に一層の努力が望まれる。

(平成19年 3月31日現在 単位:円)

| 区 分 | 過年度未収金 (a) | 現年度未収金 (b) | 未 収 金 合 計 (a)+(b) |
|-------------------------|---------------|---------------|----------------------|
| 西条地区工業用水道 超過料金 | 224,064 | 0 | 224,064 |
| 西条地区工業用水道 壬生川幹線工事負担金 | 1,214,621 | 174,231 | 1,388,852 |
| 計 | 1,438,685 | 174,231 | 1,612,916 |

(3) 当年度は1億4,614万円の純利益を計上しているものの、平成19年度以降は、建設仮勘定に整理されている未稼働資産の本勘定振替に伴う減価償却費等の費用計上額の増加や、多額の企業債の償還などが経営を圧迫するものと予想される。

このため、今治地区及び西条地区工業用水道事業の今後の事業運営に当たっては、以下の点に留意する必要がある。

今治地区工業用水道事業について

地元タオル業界の景況不振を背景に、18年度の給水率は42.01%と依然として低水準で、受水企業の契約給水量の増加を期待することは困難な状況にあると考えられることから、今治市及び関係機関とも協議の上、未利用水の活用方策を含めた経営の見直しに取り組むこと。

西条地区工業用水道事業について

18年度末の契約給水量は日量55,530m³と、前年度に比べて日量3,150m³増加しているが、計画給水量に対しては24.25%の低水準にとどまっております。19年度以降、未稼働資産の本勘定振替に伴う減価償却費等の費用計上額の増加により、次年度は6億円程度の赤字となることが予想される上に、企業債等多額の未償還金があることから、資金面で厳しい状況に陥ることも懸念されているため、今後とも売水や経費節減などに一層努めるとともに、経営基盤の安定化に資するため、抜本的な改善方策が図られること。

2 土地造成事業

土地造成事業会計は、平成19年度から工業用水道事業の附帯事業とされたところであるが、今後も引き続き、土地造成事業に係る経営状態の的確な把握に努め、未処分地27万m²余の早期売却等を進めることが望まれる。

3 病院事業

(1) 個人医業未収金(納期到来分)については、早期回収により一層の努力が望まれる。

(平成19年 3月31日現在 単位:円)

| 区 分 | 過年度未収金 (a) | 現年度未収金 (b) | 未 収 金 合 計 (a)+(b) |
|-------|---------------|---------------|----------------------|
| 中央病院 | 135,134,568 | 89,488,729 | 224,623,297 |
| 今治病院 | 41,927,985 | 15,522,043 | 57,450,028 |
| 三島病院 | 18,723,470 | 8,003,786 | 26,727,256 |
| 南宇和病院 | 24,318,930 | 9,981,763 | 34,300,693 |
| 新居浜病院 | 29,200,993 | 21,505,156 | 50,706,149 |
| 計 | 249,305,946 | 144,501,477 | 393,807,423 |

(2) 医業外未収金(納期到来分)については、早期回収により一層の努力が望まれる。

(平成19年 3月31日現在 単位:円)

| 区 分 | 過年度未収金 (a) | 現年度未収金 (b) | 未 収 金 合 計 (a)+(b) |
|------|---------------|---------------|----------------------|
| 中央病院 | 784,142 | 365,937 | 1,150,079 |

(3) 廃止された北宇和病院に係る個人医業未収金及び医業外未収金については、県立病院課において適切に債権管理を行うとともに、早期回収に向けて努力が望まれる。

(平成19年 3月31日現在 単位:円)

| 区 分 | 未 収 金 | 備 考 |
|---------|-----------|-----|
| 個人医業未収金 | 7,460,855 | |
| 医業外未収金 | 902,672 | |
| 計 | 8,363,527 | |

(4) 経営成績は、元持田町医師公舎敷地の売却等に係る5億5,428万円の特別利益の発生により、前年度の純損失21億1,935万円から、純利益3,429万円に転じたが、特別利益を除いた経常損益では、5億1,999万円の損失を計上し、前年度の経常利益600万円から赤字に転じており、企業債を含む多額の借入金も残り、財政状態は一層厳しくなっている。

なお、北宇和病院廃止に伴う特別損失の計上などにより、前年度末で237億6,391万円に達していた累積欠損金は、平成18年12月県議会において、資本剰余金59億4,802万円を取崩し補てんすることが認められたため、18年度末には177億8,159万円と大幅に減少しているが、依然として多額であることから、引き続き、縮減に向けた取組が必要である。

このため、医師の確保による患者数の増大等に努めるとともに、費用の抑制・縮減を図り、経営健全化はもとより、事務処理の適正化等についても全職員が総力を結集することが望まれる。

(措置の内容)

1 工業用水道事業

(1) 西条地区工業用水道事業の給水料金未収金(納期到来分18年度未現在 5,476,822円)については、滞納企業に対し「支払計画書」に基づき、電話等による納入指導を継続して実施した結果、同地区に係る19年度未現在の未収金については、167,706円減少した。

今治地区工業用水道事業の給水料金未収金(納期到来分18年度未現在 1,613,178円)については、料金徴収事務を委託している今治市と今後の対応について協議を行ったが、具体的な方策を見出すことができず未収金の回収には至っていない。

今後とも、工業用水道料金の適期収入に留意するとともに、未収金の早期回収に努めたい。

(平成20年3月31日現在 単位:円)

| 区 分 | 過年度未収金 (a) | 現年度未収金 (b) | 未 収 金 合 計 (a)+(b) | 平成19年3月 31日現在の未 収金 |
|---------------|---------------|---------------|----------------------|--------------------------|
| 西条地区工業用水道給水料金 | 5,309,116 | 0 | 5,309,116 | 5,476,822 |
| 今治地区工業用水道給水料金 | 1,613,178 | 0 | 1,613,178 | 1,613,178 |
| 計 | 6,922,294 | 0 | 6,922,294 | 7,090,000 |

(2) 西条地区工業用水道事業の超過料金(納期到来分18年度未現在 224,064円)及び壬生川幹線工事負担金(納期到来分18年度未現在 1,388,852円)については、滞納企業が既に倒産しており、納入指導も困難な状況にあることから未収金の回収には至っていない。

今後においては、工業用水道事業の超過料金や工事負担金の適期収入に留意し、未収金の発生防止と早期の回収に努めたい。

(平成20年3月31日現在 単位:円)

| 区 分 | 過年度未収金 (a) | 現年度未収金 (b) | 未 収 金 合 計 (a)+(b) | 平成19年3月 31日現在の未 収金 |
|---------------------|---------------|---------------|----------------------|--------------------------|
| 西条地区工業用水道超過料金 | 224,064 | 0 | 224,064 | 224,064 |
| 西条地区工業用水道壬生川幹線工事負担金 | 1,388,852 | 0 | 1,388,852 | 1,388,852 |
| 計 | 1,612,916 | 0 | 1,612,916 | 1,612,916 |

(3) 今治地区工業用水道事業については、主要な施設を共有してきた今治市と、上水道事業との連携による経営改善方策について協議を行うとともに、あらゆる角度から経営改善に積極的に取り組むこととしている。

西条地区工業用水道事業については、「西条地区工業用水売水促進班」の活動を通じ、引き続き工業用水としての需要拡大に努めている。

また、「西条地区工業用水利用促進協議会」において西条市や新居浜市等と共に、経営改善方策や未利用水の有効活用方策の検討をしているところである。

2 土地造成事業

平成19年度においては、道路、排水路の整備と未処分地の一部を中小企業向け工業団地として追加整備し、未処分地約27万㎡余の処分促進に努めた結果、1件約6万㎡の分譲処分を行うとともに、2件約5万5千㎡の分譲が合意に達した。

平成20年度においても引き続き未処分地の早期売却等に取り組むたい。

3 病院事業

(1) 個人医業未収金については、院内の協力・連携により発生を極力防止するとともに、発生した場合には、速やかな回収に努めている。

平成19年度は、「愛媛県病院事業未収金取扱要領」に基づく未収

金発生時の早期督促や、本局と病院事務局職員による共同臨戸訪問に加え、内容証明・配達証明郵便による催告の実施、法的措置(簡易裁判所への支払督促の申立て)を行うなど、未収金の回収強化を図ったところである。

また、発生から6か月以上経過した未収金の回収業務の一部を民間業者へ委託するとともに、未収金対策の一助としてクレジットカードによる診療代金の納付を開始した。

今後とも、未収金の発生防止と早期回収に一層努力したい。

(平成20年3月31日現在 単位:円)

| 区 分 | 過年度未収金 (a) | 現年度未収金 (b) | 未 収 金 合 計 (a)+(b) | 平成19年3月 31日現在の未 収金 |
|-------|---------------|---------------|----------------------|--------------------------|
| 中央病院 | 169,909,371 | 71,312,387 | 241,221,758 | 224,623,297 |
| 今治病院 | 45,910,410 | 21,269,015 | 67,179,425 | 57,450,028 |
| 三島病院 | 17,033,082 | 2,006,899 | 19,039,981 | 26,727,256 |
| 南宇和病院 | 27,827,343 | 6,366,116 | 34,193,459 | 34,300,693 |
| 新居浜病院 | 36,751,106 | 9,234,024 | 45,985,130 | 50,706,149 |
| 計 | 297,431,312 | 110,188,441 | 407,619,753 | 393,807,423 |

(2) 医業外未収金についても、個人医業未収金と同様に、前記未収金取扱要領に基づき、未収金の発生防止及び回収強化を図っているところであり、今後とも、未収金の発生防止と早期回収に一層努力したい。

(平成20年3月31日現在 単位:円)

| 区 分 | 過年度未収金 (a) | 現年度未収金 (b) | 未 収 金 合 計 (a)+(b) | 平成19年3月 31日現在の未 収金 |
|------|---------------|---------------|----------------------|--------------------------|
| 中央病院 | 870,292 | 1,640,468 | 2,510,760 | 1,150,079 |

(3) 廃止された北宇和病院に係る個人医業未収金及び医業外未収金についても、前記未収金取扱要領に基づき、未収金の回収強化を図っているところであるが、平成20年度においては、民間業者による回収の実施も検討しており、今後とも、未収金の早期回収に一層努力したい。

(平成20年3月31日現在 単位:円)

| 区 分 | 未 収 金 | 平成19年3月31日現在の未収金 |
|---------|-----------|------------------|
| 個人医業未収金 | 7,293,890 | 7,460,855 |
| 医業外未収金 | 902,672 | 902,672 |
| 計 | 8,196,562 | 8,363,527 |

(4) 全国的な医師不足に伴い、県立病院においても診療体制の維持に苦労している状況にあり、収益を増加させる方策には限界があると考え、2年ごとの診療報酬改定において、収益増につながるものについては、その都度、迅速に対応することとしており、平成20年度の診療報酬改定においても、超急性期脳卒中加算、ハイリスク妊娠管理加算等の新たに評価対象となった項目については、施設基準の届出を行い、できうる限りの収益増加を図っているところである。

一方、費用の削減には積極的に取り組んでおり、19年度には「公的資金補償金免除繰上償還制度」を活用し、高金利で借り入れた企業債約27億5,000万円を低金利に借り換えた結果、償還期限までの将来負担利息が約4億6,600万円軽減できることとなった。

また、費用の多くを占める診療材料費の削減に向け、18年度の中央病院に続き、他の県立病院にも専門のコンサルタントを導入し、医師、看護師をはじめ病院が一体となって取り組んだ結果、年間換算で約7,400万円の削減が図られた。

更に、病院職員の診療報酬請求の知識を深めるため、愛媛社会保

険事務局の協力を得て、すべての職種の職員を対象に、適正な診療報酬請求についての研修会を実施した。

今後とも、病院経営を取り巻く環境は厳しいが、「第2次財政健全化計画（平成16年度～20年度）」に基づき、本局と病院職員が一体となって、財政健全化に取り組みたい。

公営企業告示

○愛媛県公営企業告示第3号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、病院の業務に係る公金の収納の事務を次のとおり委託した。

平成20年 6月13日

愛媛県公営企業管理者 和 氣 政 次

1 委託した事務の範囲及び内容

- (1) 愛媛県立中央病院の料金の収納の事務（平日の8時30分から8時40分及び17時から19時並びに二次救急当番日の12時から13時及び23時から翌日2時）
- (2) 愛媛県立今治病院の料金の収納の事務（平日の8時30分から9時及び16時から17時15分）
- (3) 愛媛県立三島病院の料金の収納の事務（平日の8時30分から9時、13時から14時及び16時から17時15分）
- (4) 愛媛県立南宇和病院の料金の収納の事務（平日の8時30分から9時、12時から13時及び16時から17時15分）
- (5) 愛媛県立新居浜病院の料金の収納の事務（平日の8時30分から9時、13時から14時及び16時から17時15分並びに土・日曜日及び祝日の8時30分から17時15分）

2 受託者の名称及び主たる事務所の所在地

- (1) 愛媛県立中央病院
株式会社ニチイ学館 東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地
- (2) 愛媛県立今治病院
株式会社ニチイ学館 東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地
- (3) 愛媛県立三島病院
株式会社アイ・エム・ピー・センター 大阪市北区堂島二丁目2番2号
- (4) 愛媛県立南宇和病院
株式会社日本医療事務センター松山支社 愛媛県松山市花園町3番地21
- (5) 愛媛県立新居浜病院
株式会社アイ・エム・ピー・センター 大阪市北区堂島二丁目2番2号

3 委託期間

平成20年 4月1日から平成21年 3月31日まで